

2011. 10. 24青年協・最高裁交渉！！

時の窓

※ 時の窓148号に引き続き、最高裁交渉の報告です。

全司法青年協は、10月24日、青年協常任委員・オブザーバーの合計15人で、「秋季年末闘争における青年協全国統一要求書」、「同異動要求書」に基づき、青年の要求前進をめざし、最高裁大竹給与課長と交渉を実施しました。

交渉では、青年の切実な要求である賃金・手当改善を中心に、常任委員・オブザーバーから「現場の生の声」を直接、最高裁に伝えました。

特に、政府が2011年度人事院勧告を見送り、国家公務員の給与臨時特例法案（賃下げ法案）を現在開会中の国会で成立させる方針であるとの報道を受けたため、賃下げ法案に反対していることや青年が賃金改善を求めていることを強く訴えました。

ワンポイント

【秋季年末闘争期とは??】

この時期は裁判所の来年度予算が概ね決定する時期です。決定した予算から各職場の個別要求を実現させるべく、職場でのたたかいを積み上げていく時期です。

149号



2011/11/25



青年の要求を最高裁に伝えるために、交渉の追及点を議論する常任委員とオブザーバー



青年の切実な要求を伝える、青年協常任委員とオブザーバー！！！！

交渉の内容(抜粋)

※ 詳細な交渉結果はNetwork No.151をご覧ください。

【賃金について】

政府が2011年度の人事院勧告を見送り、国家公務員の賃下げ法案の成立を今国会で図る方針であるとの報道を受け、賃下げ法案の問題点（景気への悪影響など）を主張するとともに、①公務員の労働基本権（憲法28条）を制限する「代償措置」としての人事院勧告を無視したこと、②現行の人事院勧告制度（国家公務員法28条）にもとづかない賃下げ法案を強行しようとするのは政府による「二重のルール違反」であることを追及しました。

また、常任委員・オブザーバーからは、各地における青年の生活実態や自分自身の実情を踏まえ、当局に対して賃金改善を訴えました。

諸手当では、寒冷地手当や住居手当など、生活に直結する各種手当の改善を求めるとともに、単身赴任手当の支給要件緩和・支給額の改善を求めました。

最高裁は、賃金改善について、「職員にとって賃金問題が最も重要な問題であり、職員団体が最も重視して真剣にとりこんでいることは十分理解している」とし、「法律案の審議状況等を重大な関心を持って注視していきたい」と回答しました。

また、各種手当についても「青年層の要望を関係機関に伝えることとしたい」と回答しました。

【休暇制度など】

結婚休暇について、青年層から取得期間が分からず取得できなかったなどの報告が多いことを踏まえ、制度の周知徹底や取得期間の柔軟な運用を求めました。

また、育児休業制度を利用しやすい制度とするため、代替要員の確保に努めるよう求めました。

最高裁は、休暇制度について「ハンドブックを備え付けたり、庁内ホームページに掲載するなどして、職員周知を行っている。今後も広く周知されるよう、下級裁を指導していきたい」と回答しました。

また、代替要員の確保では、「今後も代替要員の確保に努めていきたい」と回答しました。

【裁判所における制度・政策等について】

青年協では、秋闘期における全国統一異動要求書を確立して、交渉の冒頭に手交しました。異動希望者が切実な理由による異動希望を持っていることを最高裁に訴え、要求が実現するよう求めました。また、異動計画の策定にあたっては、家庭と仕事を両立できるような計画を策定するよう求めました。

新規採用者の希望任地への採用については、現在の希望任地に採用された割合を明らかにするよう求めるとともに、今後も新規採用者を希望任地に採用するよう追及しました。

最高裁は、家庭と仕事の両立に配慮した異動計画については「仕事と家庭の両立に向けて、下級裁への指導を徹底していきたい」と回答しました。

新規採用者の希望任地への採用については、昨年度のⅡ種、Ⅲ種試験合格による採用者で、第1希望任地に採用された割合は56.6%、希望任地以外に採用された割合は9.7%であったことを明らかにし、「できるだけ本人の希望を尊重していきたい」と回答しました。

また、63期CE筆記試験の有効受験者総数は、1,603人（一部入所試験は949人、二部入所試験は654人）であることを明らかにしました。

【宿舍の確保】

宿舍の確保について、従前から青年層の要望が強いことを踏まえ、宿舍を希望する青年が全員入居できるよう追及しました。

最高裁は、「独身宿舍等については、職員の要望が強いことは認識している」とし、「必要戸数の確保に努めていきたい」と回答しました。

このほか、増員、健康診断の充実、IT操作にかかる青年の負担軽減、老朽化した宿舍の改善などを追及しました。

最高裁の回答は従前回答を踏襲するものでしたが、「青年の意見については今後も聞いていきたい」としました。

今後も青年の切実な要求をつぶさに見て、要求の前進をめざし、交渉などさまざまなとりくみを強めていきます。

ホームページやっています！

URL www.zenshiho.net/seinen/
青年専用ページ

ID「seinen」（青年）

パスワード「tokimado」（時窓）

全司法青年協

検索

